

新型コロナウイルス感染症への対応について（第10報）

（当所主催等の会議・イベントの実施基準等）

令和2年12月17日
上越商工会議所
会頭 高橋 信雄

全国的に感染拡大が止まらず、第3波と言える状況となっている。そんな中、本日、新潟県において、警報が発令され、令和3年1月16日までを呼びかけ期間として、①「他都道府県との不要不急の往来を控えること」、②年末年始の飲み会・食事会についても、「極力控えること」、③イベント実施について、「感染防止対策の徹底すること」などの要請がありました。

このことを受け、感染拡大が終息するまで、引き続き、感染拡大機会の防止と減少に努めることとする。

記

1 継続的に取り組む対策

- (1) こまめな手洗いと手指のアルコール消毒の徹底
- (2) 咳エチケットの徹底
- (3) マスク着用の徹底
- (4) 出勤前の体温測定と報告
- (5) 定期的な事務室の換気（最低1時間に1回以上）
- (6) 会議室使用後の消毒の徹底

2 主催または共催等の会議・イベント等の開催について

- (1) 以下の条件を目安に、適切な感染防止策を講じた上で、開催する。
 - ア 飲食を伴わないもの
100%以内（席がない場合は、適切な間隔を設けること）
 - イ 飲食を伴うもの
50%以内（席がない場合は、十分な間隔を設けること）

【実施にあたっての注意事項】

- (1) 3密（密閉・密集・密接）を回避する措置を講じること
 - ア 適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行う。
 - イ 出席人数を限定し、時間短縮を図る。
 - ウ 近距離での会話や発声を避ける形式で開催する。
- (2) 適切な感染防止対策を講じること
 - ア 手指の消毒及びマスクの着用
 - イ 参加者の体調管理の徹底

3 県をまたぐ移動等

- (1) 感染拡大が報告されている都道府県への移動については、止むを得ないものを除き、原則として、禁止とする。
- (2) その他の県への移動は、感染防止対策を徹底すること。